

西南学院大学商学部70周年と 西南学院の商業教育100余年

工 藤 栄一郎

はじめに

2024年に西南学院大学商学部は70周年を迎えた。これは商学部が独立した学部として開設された1954年から数えてのことである。これまで、『西南学院七十年史（上巻・下巻）』（1986）と『西南学院百年史〈通史編・資料編〉』（2019）が編纂されてきた。これらの表題が表すように、いずれもが学院創設を起点とした周年記念行事の一環における成果物である。当然であるが、現在は保育園、幼稚園から、小学校及び中学校そして高校の初等中等教育、そして、大学・大学院とわが国の教育制度におけるすべての教育課程を擁するまでの西南学院の発展に関わる包括的な記録である。

それに対してこの記念号は、学部開設70周年にあたって、商学部にスポットライトをあてたものである。小野寺香月・松田温郎による「西南学院大学商学部の教育制度の変遷」は、商学部の教育課程の変遷を、主として、『学生便覧』および関連資料から明らかにしたものである。橋本翔・原口健太郎による「西南学院大学における商学部教員の歴史に関する考察」は、商学部に在籍した専任教員についての一覧であり、『学生便覧』及び関連資料に加えて、教育職員に関する人事資料である「辞令原簿」などにもとづいて行った作業の成果である。これら、商学部の教育課程と学部構成員については、これまで、その情報が整理されることがない。いずれもが学部開設70周年を機に、今後残しておくべき資料としてとりまとめたものである。

また、研究についてであるが、西南学院大学の専任教員は学術研究所の構成員であり、1958年以降毎年作成されている『西南学院大学学術研究所

所報』において、前年度の教員個人の研究関連の成果等が掲載されている。現在の商学部教員にかぎれば、国立研究開発法人科学技術振興機構が管理する researchmap においても情報は入手可能であるため、あらためて教員個人の研究活動について情報を整理することは行わなかった。だが、商学部が発行する、教員の研究成果の公表媒体である『西南学院大学商学論集』（以下『商学論集』）については、これまでその掲載情報をとりまとめる作業を第13巻第2号「西南学院創立50周年記念号」（1967年2月）以降はしてこなかったため、これを機会に、1955年創刊号以降の論文等について総目録を製作して本号に採録することとした。

さて、商学部の小史を叙述する本稿は大きく3つのパートからなっている。第1のパートは、主として戦前のつまり古い教育制度の時代におけることからである。1954年の商学部開設以前から、すでに西南学院では商学教育の実践があった事実を確認することからはじめる。つまり、本学院が開設した高等教育機関において、商学教育は100年以上の歴史があること明らかにする。また、本学院の中等教育課程においても商学教育が実践されたという事実についても言及していく。次の第2のパートでは、第2次世界大戦以降に確立した現行の教育制度になって以降の、商学部の変化と発展について記述していく。新制大学の設置を中心として、商学部の独立、学部内での学科の増設や分離による組織再編、それに大学院の開設などである。最後のパートは、研究についてである。現在の学術研究所の前身となる組織から確認し、学部の紀要である『西南学院大学商学論集』に至るまでの道程を記述している。

なお、本稿を含め、小野寺・松田による論説、橋本・原口による論説、そして松田の作業による『商学論集』総目次の編纂に関するすべての作業に対して、関連する資料の提供や調査について所蔵管理する貴重な資料へのアクセスをはじめとして惜しみない協力をいただいた、秘書課、教務課、人事課、および学術研究所事務室に対して感謝の意を表します。

I 旧教育制度における西南学院と商業教育

このパートでは、明治期にはじまる日本の近代的な教育制度の変遷に照らしながら、西南学院における商業教育のはじまりと展開について叙述していく。まず、最初に、中等教育課程に属する中学校としての西南学院の開学について概説し、次に高等教育課程に属する専門学校にもとづく高等学部商科（のちに高等商業科）における商業教育の本格的な展開について言及し、また、それが中学校や夜間学校にまで拡張していった時代について記述している。

1 明治期における学校制度と西南学院の開学（1916～1921）

学校制度における正規の教育機関としての西南学院は、1916年に、「私立中学西南学院」として開設された。これは当時の教育制度における「中学校」に該当する。

「中学校」についての近代日本の教育制度は以下のように変遷してきた。まずわが国の近代以降に最初に文書化された教育制度である「学制」（1872（明治5）年発布：1879年まで）においては、教育課程を「大学・中学・小学」すなわち、初等、中等、高等の3段階に識別し、「中学」については、「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ」とし、初等教育を終えたものに対して「普通教育」を教授する機関として定義している。さらに、「中学」は、下等中学（3年間：14歳～16歳）と上等中学（3年間：17歳～19歳）の2つに区分している。現在の、中学校と高等学校にほぼ相当する中等教育課程である。また、「普通教育」と称する教育の内容つまり教科目について、下等中学は、国語学、数学、習字、地学、史学、外国語学、理学、画学、古言学、幾何学、記簿法、博物学、化学、修身学、測量学、奏楽、上等中学においては、国語学、数学、習字、外国語学、理学、罫画、古言学、幾何代数学、記簿法、化学、修身学、測量学、経済学、重学、動植地質鉱山学となっている。明治初期において、近代化は西洋化と同義に理解されており、中学の教育課程のなかにもその影響が反映されている。特に自然科学が目立つが、上等中学の課程においては「記簿法」や「経済学」など商

業関連の科目も規定されている。

「学制」は近代国家建設の理想を体現したものではあったが、実現性に乏しいものであった。また、国民のなかに西洋化に傾注しすぎた文明開化への批判も生じるようになり、中央集権的な管理を目指した学制ではなく、地方に教育行政の権限を委譲しようとする改革が起こった。法令として結実したのが「教育令」(1879(明治12)年)である。教育令は、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、そしてその他各種の学校と、それぞれの教育課程の内容を識別している。だが、教育令の内容の多くは小学校に関するものであった。その理由として、当時の日本における制度としての学校が、中等以上の施策を具体化するほどには充実していなかったことなどが指摘されている。教育令の核心は、まず、小学校を整備することで国民教育の基礎を確立しようとするところにあったのである。それでも、教育令において、中学校は、初等科4年と高等科2年の2区分制が形式にはとられていた。

1885年に、政府は太政官制度を廃止し内閣制度を創設した。これは、憲法を制定し、国会を開設することで立憲政治をはじめめるにあたっての準備である。内閣総理大臣を筆頭に、各省庁に大臣が置かれた。初代文部大臣となったのが森有礼である。この文部行政のもと学校の種別ごとに勅令が規定された。いわゆる「諸学校令」と称されるものであるが、「帝国大学令」、「中学校令」、「小学校令」、そして「師範学校令」の4つの勅令からなっており、いずれも1886(明治19)年に公布された。中学校令については、その制度的意味である性質を「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」と規定している。従前の制度と基本的には同様に、中学校は「尋常」と「高等」に分けられている。尋常中学校は各府県に設置の権限があるとされており、区町村などの基礎自治体にはその権限は与えられていない。高等中学校は文部大臣によって直接管理されるもので、全国に5校設置されるものであり、設置運営のための費用は国庫とその区内における府県の地方税とによって支弁することとされた。したがって、尋常中学校は全国に約50校、高等中学校が5校、そして、帝国大学令に規定される帝国大学1校によって、中等教育及び高等教育の

構造からなる方針が企画された。尋常中学校の修業年限は5年、入学資格は12歳以上の中学予備の小学校またはその他の学校の卒業者であった。尋常中学校の学科は「倫理」以下普通学科目15科目とし、そのうち、第二外国語と農業の2科目が選択とされ、生徒の希望によって、進学と就職との進路に対応させた。尋常中学校は、中程度の社会階層に属する家庭の男子のための教育機関として比較的少数を対象とした学校であった。なお、1894（明治27）年に公布された「高等学校令」によって、中学校令の中で規定されていた高等中学校が独立して規定された。これにより、中学校令に規定される学校は尋常中学校だけとなり、「普通教育」はこの尋常中学校までで完結するという制度上のたてつけとなった。

1889（明治32）年に新しい「中学校令」（以降、「第2次中学校令」）が定められた。この第2次中学校令では、中学校の目的を「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定している。旧来の中学校令は、「実業に就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノ」と就職と進学の両方の目的を包含していたが、それが変更されたようにみえる。しかし、社会の実情に合わせて、実際には中学校卒業後に就業する生徒のための教育を考慮していた。この第2次中学校令の特徴は、中学校の目的を男子のより上位の普通教育の概念で概括したところにある。当時の中学校を普通教育の方針によって統一した理由は、「実業学校」が中等教育機関として存在価値を増し、1899（明治32）年に「実業学校令」が公布され、教育制度のなかでその独立性が明確になったことがあげられる。そのため、中学校は実業学校とは異なった学校であることが制度上求められたのである。修業年限は尋常中学校と同様で5年間である。第2次中学校令によって、それまで使用されていた尋常中学校という呼称は、これ以降、たんに、中学校に変更されていくことになる。なお、入学資格は12歳以上で、高等小学校の第2学年の課程を修了した者とされた。

先述したように、「私立中学西南学院」は、この第2次中学校令にもとづいて設立された中等教育機関である。勅令発令20数年後の設立であった。当時の福岡市とその周辺において存在した中学校は、1889年の第2次中学校令発令と同時に設置された福岡県中学修猷館があるだけで、中等教育へ

の進学希望が高まった 20 世紀初頭において、新たに中学校が開かれることは社会の要望に添ったものであったという。

なお、学校名に「私立」が付されている理由であるが、明治政府は学校制度を整備していく当初において、公教育は原則として国家によって運営されると考えていたが、たとえば、慶應義塾に代表されるように、維新前後から、日本の近代化過程において個人や民間が運営する私塾や私学が実質的に貢献してきた事実は否めず、むしろこれら私立の学校等は増加の一途をたどった。政府は、学校数の増加の結果、ともすれば玉石混淆状態にあった私立学校を統制管理する必要を認識して、第 2 次中学校令の発令と同年の 1889 (明治 32) 年に「私立学校令」を公布した。これによって、私立学校に制度的な正当性を付与すると同時に、国家による統制を行使することが可能となった。さらには、1901 (明治 34) 年の文部省令によって「師範学校及小学校ヲ除ク外、学校ノ名称ニハ、費用負担ノ区別ニ従ヒ、道府県立・郡立・市町村又ハ私立等ノ文字ヲ冠スヘシ」と規定され、この省令に従う必要が明記された。学校名に「私立」と付することで、運営主体が、国家ではなく、個人や民間であることを示し、公立の学校と区別するための手段として使われたわけである。

なお、私立学校令にはもうひとつの目的があったとするのが教育政策等の研究分野における一般的な理解である。それは宗教教育に対する統制である。幕末に多くの西洋諸国と締結したいわゆる「不平等条約」のもとでは、外国人は居留地に日本での活動の場を制限されていた¹。しかし、条約改正が行われた明治時代の中期以降、外国人たちの「内地雜居」が進んだ。同時に、外国人によって設立運営される私立の学校が増加した。それらにはキリスト教教会によって設立されたミッションスクールが多く含まれて

1 江戸幕府は締結 1858 年の日米修好通商条約をはじめとして、英国、フランス、ロシア、オランダ各国との修好条約（「安政の 5 カ国条約」）を締結した。この条約の下で、東京と大阪、そして箱館、横浜、長崎、神戸、新潟の 5 つの港を開港して、そこに限定して外国人の居住を認めた。これを居留地あるいは外国人居留地という。条約上は、居留地内の外国人も日本の行政権に従う必要があったのだが、実際にはトラブルを避けるため「治外法権」的取り扱いがなされた。関税以外の租役は徴収されず、また外国人商人の外出には日本人の護衛が付けられることが通常であった。また経済活動も居留地内に限定された。これが居留地のはじまりであるが、明治維新以降もこの制限は持続された。

いた²。

1880（明治13）年の改正教育令以降、筆頭科目として「修身」が置かれた。1889（明治22）年の憲法発布の翌年の1890（明治23）年に下された「教育勅語」を中心とする教育の推進をはかる文部当局にとって、キリスト教系学校の拡張は危惧すべきものに映り宗教教育に制約をかけようとする動きが現れるようになった。私立学校令も、当初はそのような学校における宗教教育・活動の規制を意図したものであったと思われる³。実際、私立学校令公布（1899年8月2日）の翌日の8月3日に発せられた文部省訓令第12号は「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」とある。本訓令中の「法令ノ規定アル学校」ものというのは私立学校を指している。既存のキリスト教系学校に対するこの訓令の影響は甚大であった。すなわち、宗教教育を排除して正規の中学校（女子学校の場合は高等女学校）として存続するか、規制を回避して宗教教育を継続する場合は、中学校に与えられていた、兵役停止すなわち徴兵猶予や上位学校進学といった特典を捨てるかの選択をしなければならなくなったからである。既存の多くのキリスト教系学校が中学校としての認可を継続するために宗教教育をとりやめたが、いくつかの学校は、相対的に規制の弱い「各種学校」、つまり、正規の制度外の教育機関となる選択を行った⁴。いずれの選択も苦渋に満ちたものであったことは想像に難くない。

また、私立学校の経営基盤を盤石なものとするために、私立学校は、法人格を持つことが求められた。学校教育制度の公共性にかんがみて、運営主体として財団法人⁵を設立し、経営維持のために十分な財政的基礎を整備することが必要とされた。もっとも、私立西南学院が設立された1916年当

2 1873年の禁制解除まで「邪宗門」としてキリスト教は禁止されていた。

3 そもそも、公立の学校では、宗教教育は認められておらず、現在でも、宗教に基礎を置く学校はすべて私立である。

4 だが各種特典、特に徴兵猶予の得点を失うことで、学生が学校を去った結果、一時的に経営危機に陥ったり廃校となった学校もあるという。

5 現在、私立学校のほとんどは学校法人としての法人格を有するが、学校法人は戦後になってから導入された制度である。

時において西南学院は法人格を取得しておらず、後述する、「高等学部」を新たに設置する際の1921年になって、「財団法人 私立西南学院財団」が認可・設立された。

ところで、1916年に開学した「私立西南学院」は、同年11月に「私立中学西南学院」と改称している。そして、前述したように、学校運営費を誰が負担するのかによって、学校名称の前に、「県立」、「村立」、それに「私立」などの名称をつけることが義務化されていたわけであるが、私立学校に対する公費による補助が拡大した⁶ことで、1919（大正8）年の文部省令によって、学校名に「私立」の名称を付す義務の廃止が決定された。そこで、「私立」という冠をとり、1920年に「中学西南学院」に改称した。また、私立学校令（1899）と文部省訓令第12号（1899）による宗教教育への規制は、西南学院創設の1916年当時においては、事実上ずいぶん緩和されていたようである。

開校当時の教育内容については明らかでないが、中学西南学院に改称した1920年におけるものについては次頁のとおりである。

6 当時、全国の多くの私立学校から公費による補助の請願がなされた。また、公教育における私立学校の重要性に対する認識などから、1918（大正7）年には、「市町村義務教育費国庫負担法」が公布されている。

【西南学院中学部学科課程及び毎週教授時数】⁷

学科目	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年	
	毎週 授業 時数	程度	毎週 授業 時数	程度	毎週 授業 時数	程度	毎週 授業 時数	程度	毎週 授業 時数	程度
修身	二	道徳ノ要領	二	道徳ノ要領	二	道徳ノ要領	二	道徳ノ要領	二	道徳ノ要領
国語 漢文	八	講読 作文 習字	八	講読 作文 習字	六	講読 作文 文法 習字	五	講読 作文 文法	六	講読 作文
英語	七	音読 会話 綴字 書取 釈解 習字	八	音読 作文 釈解 文法 会話 書取	八	音読 作文 釈解 文法 会話 書取	八	音読 作文 釈解 文法 会話 書取	九	音読 作文 釈解 文法 会話 書取
歴史 地理	三	日本歴史 日本地理	三	日本歴史 外国地理	三	東洋歴史 外国地理	三	西洋歴史 外国地理	三	日本歴史 西洋歴史 地文
数学	四	算術	四	代数	五	代数幾何	五	代数幾何	五	代数幾何 三角
博物	二	植物動物	二	動物植物	二	動物生理衛生	二	鉱物 博物通論		
物理及 化学					二		四		四	
法制及 経済									(一)	法制及 経済ノ大要
図画	一	自在画	一	自在画	一	自在画 用器画	一	用器画		
唱歌	一	唱歌	一	唱歌	(一)	唱歌	(一)	唱歌	(一)	唱歌
体操	四	普通体操 兵式体操 武道	四	普通体操 兵式体操 武道	四	普通体操 兵式体操 武道	四	普通体操 兵式体操 武道	四	普通体操 兵式体操 武道
	三二		三三		三三		三四		三二	

「西南学院中学部学則」(1921年2月)第6条より

2 西南学院高等学部の開設と商業教育(1921)

中学西南学院が教育機関として始動しはじめた頃と同期するかのよう、日本における教育制度の一層の整備がはかられることとなった。「学制」に

7 この表は、後述するように、1921年に西南学院高等学部が設置されたことで、西南学院中学部へと中学校の名称を変更した(1921年6月に認可)当時の資料である。キリスト教に立脚した学校であるにもかかわらず、学科目の名称あるいはその内容に宗教的な項目が見当たらないのは、学校教育内容については文部省によって定められた枠組みがあったからである。ただし、学科目「修身」を担当したのがC・K・ドージャーである点(「創立当初の教職員一覧表」『西南学院七十年史』p.279を参照)などに教育内容の実態がうかがえる。

はじまる日本の教育制度の総仕上げとして、1917年に「臨時教育会議」が内閣に組織された。同「会議」は教育制度全般について審議を行うため、合計30回に及ぶ総会を開催した。その結果、小学校、男子高等普通教育、大学教育及び専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、そして学位制度という、9つの課題についてその改善を答申した。

文部省『学制百年史』によれば、この答申にもとづく教育制度の改革でもっとも注目すべきは、「学校の増設・拡張」であるとされている。しかも中等教育以上にこの現象が認められるという。学校数の増加はすなわち生徒数の増加を意味し、事実、日本全体で中学校（及び高等女学校と実業学校）の生徒数は著しい伸びをみせている。中等教育課程のこのような量的拡大は、結果的に、それら学校の卒業者を収容する高等教育課程の学校に波及することとなる。つまり、大学やその他の校と教育機関への進学需要が社会的に高まりをみせたのである。高等教育機関の具体的な拡張計画は、1919年度から1924年度までに、官立高等学校を10校、高等工業学校を6校、高等農業学校を4校、高等商業学校を7校、外国語学校を1校、そして、薬学専門学校を1校ずつ新規に設立するなどの内容であった。これは、第一次世界大戦後の経済好況を背景に、明治末期から増加を続けてきた中等教育機関卒業者の高等教育への進学希望者に対して、大学、高等学校、そして専門学校への進学者を増やして、本格的な近代社会の到来における産業界の要求にこたえるという側面もあった。高等教育の拡張は単に国公立だけでなく、私立の大学やその他の高等専門教育機関の拡張を促すこととなり、私立の大学及びその他の高等教育機関の数は著しく増加することとなった。

このような状況を背景に、西南学院も高等教育機関の開設を企画した。結果として、「専門学校令」にもとづく高等教育機関として「西南学院高等学部」の設置について、中学西南学院が最初の卒業生を輩出することになる5年後の1921年を目指したのである。なお、中学西南学院の第1回の卒業生は29名であった⁸。このうち、上級学校への進学者は24名で、うち西

8 入学者は105名。

南学院高等部への進学者は13名であった⁹。

そもそも専門学校というのは、1873（明治6）年に「学制」に条文の追加がなされ、大学のほか、外国教師によって教授する高尚な学校すべてを意味していた。入学資格は、小学教科を卒業し、外国語学校下等2年間の教科を履修した16歳以上の者であった。学制における専門学校の具体的な学校としては、法学校、医学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獣医学校等であり、修業年限については、法学校・鉱山学校・工業学校は予科3年と本科3年、医学校・理学校・諸芸学校は予科3年と本科4年、そして、農業学校・商業学校・獣医学校は予科3年と本科2年とした。専門学校は、その制度化の当初から、卒業者は、大学卒業者と同様に、学士の称号を与えられ、高等教育機関として位置づけられていた。

初期の専門学校は、設置と運営について厳格なルールが定められていなかった。加えて、中学校の法整備がなされて多くの中等教育機関が設立され、その卒業生の上級学校への進学希望者が増加した結果、非常に多くの専門学校の設立が申請されることとなった。専門学校の設置については、申請されるたびに文部省は認可のための審査を個別に行う必要がありその作業に手間がかかった。そこで1903（明治36）年に「専門学校令」が公布され、統一的な規程が整備された。専門学校はその性格を「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」と定義されて、修業年限は3年以上、入学資格は中学校卒業者もしくは修業年限4年以上の高等女学校卒業者とされた。官立¹⁰の専門学校についてはその具体的運営内容は文部大臣によって定められるとし、公私立の専門学校は、文部大臣の認可によってこれを定めることとされた。

1916年には全部で67校の専門学校が存在したが、このうち8割を超える

9 『西南学院七十周年史』(上)p.320。なお、西南学院高等学部以外の進学者11名の内訳は、旧制高等学校への進学者3名、「海軍3校」うちのひとつであった海軍機関学校への進学者1名、早稲田大学への進学者3名、水産学校（具体的な学校名は不明だが高等実業学校である函館高等水産学校、東京農林学校水産科等のうちのひとつであると思われる）への進学者1名、その他の私立大学3名である。

10 「官立」という文言の意味内容はじつは明確に定義されていない。ここでは坂野(2023)の理解に従って、「文部省が明確な設置の主体であるかは問わず、文部省が直轄する学校として「官制」を定めた学校」としておく。

じつに 54 校が私立の専門学校である。生徒数は本科のみで 2 万 5 千人超である¹¹。その後も、私立の専門学校は増加を続けた。

先日したとおり、西南学院が法人格を取得したのはこの高等学部設置を契機としている。すでに施行されていた私立学校令は、私立学校に対しては、学校という公共性に鑑みて、個人としての設立者と組織としての学校との財政を明確に区分し、学校運営のための財政基盤をたしかなものにするため、独立した法人格を確定し、運営にとって適切な資産を整え資金等の準備を行うことを義務づけていた。また、保有する学校用地に対する固定資産税の課税に対する特典を規定した「私立学校用地免租二関スル法律」が施行（1920（大正 9）年）されたことも動機のひとつとなって、公益法人の一種である財団法人の設立を行ったのである。

なお、財団法人設立に際して寄付行為のなかに明記された資産について、以下のように、高等学部の「基本金」として 8 万円が、その利息を高等学部の経費としてあてることが明記されている。

【西南学院財団法人寄付行為】

- 第五条 本財団ノ資産ハ左ノ四種ヨリ成ル。
- 一 一金八万円其他本寄附行為添付財産目録ニ記載シタル動産不動産。
但此金八万円ハ大正十年四月三十日迄ニ合衆国サウザンバプテスト
コンヴエンションヨリ寄附。
之ノ寄附金ハ西南学院高等学部ノ基本金トシテ使用シ其ノ利子ハ高等
学部ノ経費ニ充ツ。
 - 二 本寄附行為ヲ承認シテ寄附セラル、一般ノ寄附
 - 三 合衆国サウザンバプテストコンヴエンションヨリノ定期寄附、
但シ中学西南学院ヘノ定期寄附毎年約貳万貳千円也。
 - 四 授業料検定料等其他一般ノ収入第三、四号ノ資産一部ヲ以テ中学西南
学院ノ維持及通常ノ経費ニ充ツ

「西南学院財団法人寄付行為」（1921 年 2 月）より

このような流れの中で、1921 年 2 月に、「財団法人私立西南学院財団」

11 実業専門学校の学生を含む。なお、実業専門学校とは、専門学校令の公布にともなって、従来の実業学校令によって規定されていた実業学校のうち、高等教育を実施する教育機関を「実業専門学校」としたものである。具体的には、高等商業学校・高等工業学校・高等農林学校などが実業専門学校に分類された教育機関である。

の設立許可と、西南学院高等学部の設置認可が下りた。そして、1921年4月1日、文科と商科の2科からなる西南学院高等学部が設置された¹²。この商科こそが、現在の西南学院大学商学部の直接の起源である。なお、当時の九州において、高等教育機関に属する高等商業学校は官立の長崎高等商業学校と大分高等商業学校があるのみで、不思議なことに商業都市である福岡に存在していなかった。西南学院高等学部商科は、この意味において、福岡で最初の高等教育課程の商業教育機関である。

高等学部の教育目的は、以下の「学則」第一条にあるように、英語教員の育成と経済界での人材育成にあった。当然、前者を文科が、後者を商科が担うものとされた。修業年限は専門学校令の当時の規定が3年以上であったのに対して、4年間と、1年長い修学期間をとっている。

【西南学院高等学部規程】(1921年2月)

第一条 本学部ハ、高等普通ノ教育ヲ受ケント欲スルモノ、英語科教員タラント欲スルモノ、及ビ、実業ニ就カント欲スルモノニ、須要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス。

第二条 本学部ニ文科及ビ商科ノ二科ヲ置ク。修業年限ハ、各科共四ヶ年トス。

「第一章 学則」より

入学資格についても専門学校令の規定に従い、中学校の卒業者を主たる対象としているほか、実業学校令にもとづく甲種商業学校¹³の卒業者については商科への入学資格者としている。

12 私立学校令の趣旨には、国家によるキリスト教系学校への管理統制強化があったが、西南学院の中学校開設の時期にはその規制が事実上緩いものとなっていたと先述した。だが、西南学院より先に中学を設置していた他のキリスト教学校は、私立学校令公布当初時点では、キリスト教教育を捨てて「正規の学校」として存続するか、生徒にとって特典のない各種学校となってキリスト教教育を継続するかを厳しい選択があったことについてもすでに述べた。このうち、前者の学校のいくつかは、専門学校令にもとづいて高等教育機関である専門学校を新たに設置している。高等学校その他の各種学校令による「正規の学校」にはキリスト教教育が禁じられたが、不思議なことに、専門学校にはその規制の対象とはされていなかった。その結果、多くのキリスト教系学校は専門学校となることを選択したと推察される。

13 甲種商業学校とは、中等教育機関のひとつで、修業年限3年、生徒の入学資格を14歳以上の高等小学校卒業程度を対象としたものであり、終了後すぐに実務に就くことを想定した乙種商業学校（修業年限3年以内・入学資格12歳以上で高等小学校2年修了程度）に対して、その修了者は上級学校への進学希望者を含んだものである。

【西南学院高等学部入学者資格】(1921年2月)

第八条 本学部第一学年ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当ト、品行方正ニシテ、体格検査ニ合格シタル者ニ限ル。

- 一、中学校卒業生
- 二、専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格シタル者
- 三、専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ、一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル学校ノ卒業生

第九条 甲種商業学校ヲ卒業シタル者ハ商科ニ限り、前条ノ規程ニ準シ、第一学年ニ入学スルコトヲ得。

西南学院高等学部規程「第一章 学則」より

高等学部の入学定員は、文科も商科もともに50名ずつであった。初年度において、両科合わせて68名の志願者があり、合格者は文科19名、商科41名。入学者は、文科19名、商科37名であった。先述したように、このうち、13名が中学西南学院の卒業生であった。つまり、高等学部への入学者の4分の3ほどは他の中学校の修了生などであったわけである。

ところで、高等学部商科の最初の入学者のなかに溝口梅太郎という人物がいる。溝口は商科を卒業したのち、九州帝国大学法文学部に進学している。1928年には商科の教員として母校に戻り、保険論、商業学、体育などの講義を担当し、1933年まで在籍している¹⁴。溝口は、西南学院高等学部商科のほかにも福岡に商業高等学校の必要性を認識して、私財を投じて、1934年に福岡商業高等学校を創設した¹⁵。現在の福岡大学である。

さて、西南学院高等学部商科の教育内容についてみてみよう。商業地理、商業歴史、商品学、経済学、商業学、商事行政、商業作文、商業算術、簿記及び会計学、タイプライティング、商業実践などの商業に関する専門科目が第二学年以上に配置されている。また、商業に関連する法律関連科目として、法学通論、民法、商法、国際法もみられる。また、商業領域の専門学校において、あるいはより下級の商業学校においてさえ、外国語教育は

14 溝口は、日曜日にスポーツを禁じていた学院の方針と意見が合わないという理由から西南学院を去ったと『西南学院百年史』は記述している (p.101)

15 先述したように、当時、九州及び近隣地域の高等商業学校は、官立では長崎高等商業学校と大分高等商業学校、それに山口高等商業学校が、また私立では1932年創設の鹿児島高等商業学校があっただけである。

ビジネス活動において必須であるため熱心に実践されたが、西南学院の場合はとくに手厚い印象を受ける。

【高等学部商科の学科課程及び毎週授業時間】

授業時間		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
倫理	三	二	二	二	
国語	三	〇	〇	〇	
漢文	二	〇	〇	〇	
英文法	二	〇	〇	〇	
英文作文	二	一	〇	〇	
英会話	二	二	〇	〇	
英読方	一	一	一	〇	
演説法	一	〇	〇	〇	
英文和訳	六	六	六	四	
和文英訳	二	二	二	二	
書法	二	二	〇	〇	
心理学	〇	二	〇	〇	
法学通論	〇	一	〇	〇	
商業地理	〇	〇	二	〇	
商業歴史	〇	〇	二	〇	
商品学	〇	三	〇	〇	
経済学	〇	二	二	三	
商業学	〇	二	二	三	
商事行政	〇	〇	一	〇	
民法	〇	〇	二	一	
商法	〇	〇	〇	二	
国際法	〇	〇	〇	一	
商業作文	〇	〇	二	二	
商業算術	〇	二	二	一	
簿記及会计学	〇	二	二	二	
速記術	〇	〇	二	二	
タイプライティング	〇	〇	〇	二	
商業実践	〇	〇	〇	二	
体操	二	二	二	二	
計	二八	三二	三〇	二七乃至三〇	

- 備考
- 一、書法は漢字及英字とし各一時間宛之を課す
 - 二、商業作文は邦文及英文とし時間の配当は適宜之を定む
 - 三、経済学及商業学は第二学年に於て通論を課し第三学年以上に於て各論を課す
 - 四、第四学年の商業算術は珠算を課す
 - 五、速記術は随意科目とし邦語又は英語を用う
 - 六、タイプライティングは随意科とす
 - 七、商業実践は英語を用う

「西南学院高等学部規程」第一章学則 第七条より

ちなみに、同時期における高等学部文科の毎週授業時間数は、第一学年より、それぞれ、27 時間、28 時間、27 時間、28 時間と、商科のほうが相対的に多い。

高等学部商科は、西南学院にとって新しい教育コンテンツを有する機関である。したがって、商業教育を行う教員を新たに整える必要があった。以下は、高等学部開設 4 年後の 1925 年当時における商科関連科目を担当する教員とその担当科目である。

【高等学部商科関連科目担当教員（1925 年 3 月現在）】

商	業	学	大村	匡
法	律	学	山下	彬磨
経	済	学	伊藤	祐之
商	業	学	湯下	稔
商	品	学	石井市	重郎
民	法	・	商	法
夏	秋		嘉	行
商	業	算	術	
脇	山		力	磨
商	業	政	策	・
統	計	学	杉	本
杉	本		勝	次
法	律	学	・	財
政	学	吉	田	春
吉	田		春	彦
社	会	学	秋	元
秋	元		勇	一
保	險	学	小	川
小	川		忠	明
経	済	史	・	植
民	政	策	猪	城
猪	城		英	一
交	通	論	・	取
引	所	論	石	渡
石	渡		六	三
商	業	数	学	
田	中		耕	三

「高等学部教職員及び担当科目一覧表」より

ところで、1899 年の「私立学校令」ならびに「文部省訓令第 12 号」で制約されていた「正規の学校」に対するキリスト教教育であるが、先に言及したように、高等教育機関に位置する専門学校への規制は明記されていなかった。西南学院が高等学部を設置した際のキリスト教教育は、上記の【高等学部商科の学科課程及び授業時間】においてその実施の有無については明らかではない。なされたとすれば、すべての学年に配当されている筆頭科目「倫理」においてキリスト教に関連する内容の授業が行われたと推察できる。また、高等学部設置時に定められた「西南学院高等学部規程」の「第二章 学生心得」のなかに、礼拝への出席が義務づけられている点などに実践の痕跡がうかがえる。

【礼拝への出席に関して】

第一条 学生ハ政府ノ法令及ビ本学院ノ諸規則命令ヲ遵守シ、義務ヲ重ジ、礼儀ヲ貴ビ、言行ヲ慎ミ、学業ヲ励ミ、又互ニ信義ヲ以テ交リ、紳士タルベキ性格ヲ養フコトヲ努ムベシ。

第二条 本学院ノ規定セル講堂ノ礼拝及ビ、其他精神修養上必要ナル集会ニ出席スベシ。

西南学院高等学部規程「第二章 学生心得」より

3 西南学院高等学部商科のその後の展開（1935～1946）

1935年度から、西南学院高等学部はその修業年限を4年間から3年間へと変更した。以下はこの変更について文部大臣に対して提出された申請書である。

【高等学部組織変更にかかる認可申請書】

一、高等学部規程第一章第二条科名及修業年限変更ノ事由

従来ノ文科ヲ英文科ニ商科ヲ高等商業科ニ変更セントスルハ当該科ノ内容程度等ヲ一層明確ナラシメンガタメナリ。

英文科卒業生ヲ收容スルーケ年ノ英文科研究科ヲ設置シタルハ特ニ教員トシテ必要ナル教科及ビ訓育ヲ施シ中等教員英語科無試験検定ノ資格ヲ与ヘラレンコトヲ期スルガタメナリ。

一、第六条英文科並ニ英文科研究科第七条高等商業科ノ学科課程及ビ授業時数変更ノ事由

右ハ前項ノ方針ニ拠リ又従来ノ経験ニ徴シ各科ノ学科目ヲヨリ實際的ニ配当充實シ教育ノ成果ヲ一層確実ナラシメンガタメナリ例ヘバ英文科ニ於テ国民道徳ヲ各学年ニ課シ高等商業科ニ於テ第二外国語中ニ支那語ヲ加ヘ又哲学概論ヲ新ニ設ケタルガ如キハ何レモ今日ノ事態ニ応ジ教育ノ実用及ビ思想ノ善導ニ資スル所アランガタメナリ。

尚ホ高等商業科ニ於テハ英語ノ時数ヲ減ジ商業科目ノ時数ヲ増シ或ハ新科目ヲ加ヘ高等商業教育ノ目的ヲ達成センコトヲ期セリ。

一、其他各条ニ亘ル変更ハ前記科名及ビ修業年限ノ変更ニ伴ヒ自然改正ノ必要ヲ生ジタルモノト規程ノ内容ヲヨリ明白ニ示サレンガタメニ字句ノ修正及ビ変更ヲ加ヘタルモノ及ビ学生指導上適切ヲ期セントシ第二章学生心得中ニ若干ノ追加補充ヲシタルモノ等アリ。

西南学院高等学部組織変更ニ伴フ学則並生徒定員変更認可申請書（1934年9月3日）より

『西南学院七十年史』によると、この変更の理由として、(1) 経済的不況面から父兄の経済的負担を軽減すること、(2) 4年制の専門学校が競って3年制に切り替えられているという当時の時勢に順応すること、(3) 授業時間数の増加や研究科の設置によって、4年制と大差のない教育ができること、をあげている。高等商業科は本課程3年間で「実業家」の養成を主目的としていた。修業年限の短縮については卒業生から反対の声が表明されたが、上記理由(1)のように、保護者からは学費負担の軽減を支持されたという(『西南学院百年史：通史編』p.101)。

なお、この制度変更で商業教育課程は以下のように変更された。

【高等学部商科の制度変更比較】

変更前			変更後		
名称	修業年限	総定員	名称	修業年限	総定員
商科	4年	320名	高等商業科	本科3年 研究科1年	210 30

『西南学院七十年史 (上)』 p.633 より

また教育内容については次頁のとおりである。開設時の4年制のときと比較すると、専門に関連する科目の充実ぶりがみとれる。

【高等商業科の学科課程及び毎週授業時間数】

学科目		授業時間	第一学年	第二学年	第三学年
国	民	道	—	—	—
基	督	教	—	—	—
哲	学	概	二		
国	語	及	二		
英	語	解	四	二	二
		話	一	一	一
		書	一	二	二
第	二	外	二	二	二
		国	二	二	二
法	律	法	二		
		学	二	二	二
		概	二	二	二
經	濟	經	三		
		濟	一	二	
		政		二	一
		史			二
		情			二
		事			二
商	業	通	二		
		論		二	
		論			一
		論		一	
		論		二	
		論		二	
		論			二
		論			二
簿	記	記	二		
		簿		二	
		簿			二
		記			二
商	業	数	二	二	二
		学			
商	品	学			
商	法	及	二		
商	業	实			一
体		操	二	二	二
タイ	ブ	ライ			(一)
チ	ン	グ			
計			三四	三四	三二
選	択	科			二
目	計		三四	三四	三四(三五)

備考

- 一、第二外国語ハ独逸語及ビ支那語トシ、其一ヲ選択必修スルモノトス。
- 二、第三学年ニ於ケル選択科目ハ、左記科目中ヨリ選択履修スルモノトス。
商事関係法・経済史・社会政策・信託論・海上保険、及ビ、共同海損論・会計監査論
選択科目ハ、各学科毎週二時間トシ、各学期中ニ講了スルモノトス。
- 三、タイプライティングハ随意科トス。

〔西南学院高等学部規程〕第一章学則 第七条より

なお、4年制から3年制への教育課程の1年間の短縮を補うために、英文科、高等商業科ともに1年間の「研究科」を同時に設置した。高等商業科の「研究科」は、中学校教員の養成を目指すものとされた。その教科目は以下のとおりである。

【高等商業科研究科の学科課程及び毎週授業時間数】

学科目	授業時間	研究科
国 民 道 徳		一
基 督 教 倫 理		一
英 語 商 業 書 信		二
外 国 書 講 読		四
経 済 学 特 殊 研 究		四
行 政 法		二
民 事 商 事 手 続 法		二
私 法 演 習		二
貿 易 経 営 論		二
企 業 財 務 論		二
国 際 金 融 論		二
会 計 問 題 研 究		二
体 操		二
計		二八

大学や高等学校の学生は、兵役法の規定によって26歳まで徴兵を猶予されていた。専門学校である西南学院高等学部の学生も同様である。だが、戦争の状況によって兵力不足を補う目的で、1941年10月に、大学や専門学校などの修業年限を3ヶ月短縮することが定められ、その年の卒業生を対象として12月に臨時徴兵検査を実施して1942年2月に軍隊に入隊させる措置がとられた。さらに同年翌月の11月には、1942年度の卒業予定者を対象として、修業年限を6ヶ月間短縮し、9月卒業、10月入隊という措置がとられた。西南学院高等学部も「繰上卒業」を実施した。

戦争拡大の影響は、高等学部の教育と組織形態に対しても及んだ。1943(昭和18)年10月に出された「教育ニ関スル戦時非常措置方策」は、「私立の文科系大学及び専門学校に対してはその教育内容の整備改善を図るとともに相当数の大学はこれを専門学校に転換させ、専門学校の今後の入学定員

は概ね従前の2分の1程度となるよう統合整理を行う」という措置をとるように指示している。

ここにおける論点はふたつ。学校の整理統合して規模を縮小することと、理科系への転換である。まず最初の点について、文部省は、西南学院高等学部と福岡高等商業学校それに九州専門学校（現在の九州国際大学）の3校の統合を勧告した。キリスト教主義に立脚した教育を行うことを建学の精神とする西南学院にとって、異なる性格の学校との統合は問題外であった。残る選択肢としては、高等教育機関としての高等学部を廃止して、中学部のみ为学校として存続することであったが、結果的に、文部省が3校統合を要請することはなく独立の学校として維持することができた¹⁶。第2の論点である、理科系への転換であるが、土木・採鉱・生産管理科から構成する「西南学院工業専門部」への組織変更の案を文部省に提示した。しかし、この転換は認められなかった。

最終的には、高等学部の英文科と高等商業科は共に廃止して、あたらしく「西南学院経済専門学校」を設置することが文部省より指示された。制度上は「廃止」といっても、高等商業科を基礎として経済専門学校は設置されたわけである。実際、1944年1月18日付の文部省専門局長発信の文書では「校名ヲ変更スルコト（西南学院経済専門学校（仮称）」とあり、事実上は「校名変更」の措置である¹⁷。ただし、入学定員は100名と大幅に減少させられた。また、完全に閉鎖となった英文科については、「英文科生徒ハ、同志社興亜専門学校ノ相当学科ニ委託ス」ることと、本人が希望すれば「経済専門学校ノ第一学年ニ無試験入学セシム」という経過措置がとられた。

経済専門学校の学科課程等は次頁のとおりである。

16 なお、福岡高等商業学校と九州専門学校の2校はいったん統合され、戦争終了後に再び分離独立された。

17 同時代の中等教育機関としての商業学校の多くが、「商業」から「経済」あるいは「工業」へと名称を変更し、教育内容を若干変えた事例が散見される。後述するが、夜間学校として開設していた西南学院商業学校は、1944年3月に西南学院工業高校へと名称変更している。

【高等商業科研究科の学科課程及び毎週授業時間数】

授業時間		学科目		
		第一学年	第二学年	第三学年
道	義	二	二	二
国	語	二	二	
理	数	四		
教	練	二	二	二
体	操	二	二	二
経	済	七	七	七
商	業	(三)		
経	済	(二)		
経	地	(二)		
経	統		(二)	(二)
東	統		(二)	(二)
財	統		(二)	(三)
統	政		(一)	
計	計			
経	營	五	八	一〇
工	場		(二)	
簿	記	(三)	(二)	(三)
原	価			(二)
工	業		(二)	(二)
実	務	(二)	(二)	(一)
法	律	三	三	三
外	語	六	六	六
演	習		二	二
定	修	七	六	六
計	練			
計		四〇	四〇	四〇

備考 (1) 商業学校出身者ニ対シテハ、簿記ノ時数ヲ減ジテ、
国語及ビ理数ヲ増加スルコトアルベシ。

(2) 実務実習ノ内容、左ノ如シ。

珠算・計算器・計算尺・計算表ノ使用・工場経営実習
・原価計算実習・統計実習・工業資材ノ鑑識検査及ビ
製図・商業数学演習・配給交易実務実習・商業作文、
其ノ他

『西南学院七十周年史』(上) pp.683-684

『西南学院七十年史』(上)はこの教育内容の変化を以下のように評している。すなわち、「(1) キリスト教に関する学科が見当たらず、『道義』がこれに代わっている。(2) 外国語の授業時間数が大幅に削られている。(3) 軍

事教練またはそれに準ずるものの時間数が、大幅に増加している」(pp.683-684)と。(1)の指摘については、高等商業科の教科目には「基督教倫理」があったがそれがなくなっていることが確認できる。先述したように、専門学校令にもとづく学校では、私立学校令および文部省訓令第12号で規制された宗教教育の適用が明記されていなかったはずだが、戦時体制末期においてはそのような状況ではなかったことが容易に想像される。また、(2)の指摘である外国語の授業数の大幅な削減については、少なくとも「外国語」の授業時間数だけをみるとあてはまらないが、たしかに「敵性言語」である英語の授業は見当たらないことは事実である。

西南学院経済専門学校が、1944年9月に第1回の卒業生166名を繰上卒業させ、1945年3月に正規卒業生144名を送り出したところで、敗戦を迎えた。

終戦後間もない1945年10月16日に、兵役解除となった旧軍人や外地・外国からの帰還者に対する社会適用のために、とくに商業や経済の分野の短期の実務教育の実施が通達された。これを受けて、西南学院経済専門学校は、1946年1月15日から修業年限1年で定員50名の「実務科」を開設し夜間に授業を行うこととした¹⁸。

また、西南学院高等学部から経済専門学校への組織変更の際に廃止された英文科の復活を行った。同時に学校名を「西南学院専門学校」へと変更した。文部省への申請は1945年12月16日付であり、翌1946年3月30日には認可された。その結果、1946年4月1日に、西南学院専門学校が開校した。英文科(入学定員40名)と経済学科(入学定員160名)の2科からなる。科の名称を「商業あるいは商科」ではなく「経済」とした理由についてはつまびらかでない。

ところで、第2次世界大戦の終結のあと、文部省は10月15日付で「私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」という訓令を出した。その内容は以

18 この夜間開講の実務科には700名もの応募者があったという。そこで、急遽2つのクラスを準備して、在籍者113名の「1組」は1月15日から12月22日までの開講、在籍者84名の「2組」は5月16日から翌年の3月16日までの開講とした(『西南学院百年史』(通史編) p.147)。

下のとおりである。

私立学校ニ於テハ自今明治三十二年文部省訓令第十二号ニ拘ラズ法令ニ定メラレタル課程ノ外ニ於テ左記条項ニ依リ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得

- 一 生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ
- 二 特定ノ宗派教派等ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行フ旨学則ニ明示スベシ
- 三 右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ

この訓令によって、1899（明治32）年から半世紀近くにわたるキリスト教系の私立学校に対する宗教教育の障害は取り除かれることとなった。その結果、英文科ならびに経済学科の学科課程に「基督教倫理」が復活する¹⁹など、キリスト教主義にもとづく学校としての本来の姿に戻りはじめた。

4 旧教育制度下での西南学院における商業教育の展開：中学校第一種と夜間学校

これまで述べてきたように、西南学院における商業教育は専門学校令にもとづいて設置された西南学院高等学部商科（同高等商業科、西南学院経済専門学校、西南学院専門学校経済学科）において実践されてきた。だが、商業教育は、下級学校である西南学院中学部においても広がっていくこととなる。

1931（昭和6）年1月に中学校令の施行規則が改正され、中学校の教育課程を、卒業後就職し実務に従事するのに必要な教育も授ける「第一種」を新設し、従来どおりの卒業語には上級学校への進学を目的とする「第二種」とに区別することとした。

当時、商業都市として発展の途上にあつた福岡市において、西南学院は社会の要請にいち早く応えて中等教育課程に実践的な教育を組み込むことを企図した。1935年4月に、中学部に定員50人の「第一種」つまり商業科を増設した。再編された中学部の学科課程を次項にあげている。第一学

19 『西南学院百年史（通史編）』p.147の記述による。なお、西南学院専門学校の学科課程など教育課程の資料については確認できていない。

年と第二学年では、第一種と第二種での相違はほとんどないが、第三学年以上になると、学科目「商業」の授業がほぼ毎日1時間分配置されている。学科目「商業」を誰が担当したかは明らかでないが、1921年に高等学部商科（高等商業科）を擁していた西南学院にとって、教育のための資源を全く新規に準備する必要はなかったと思われるので、合理的な経営判断であったと考えられる。なお、商業科は好評を博し、入学志願者も多く、第1回の卒業生の就職率は100%を示したという（『西南学院大学百年史』（通史編）p.99）。

【西南中学校商業科（第一種）増設後の学科課程及び授業時数（1935）】

学科名	第一学年	第二学年	第三学年		第四学年		第五学年	
			一種	二種	一種	二種	一種	二種
修身	二	二	二	二	二	二	二	二
公民科					二	二	二	二
国語漢文	七	六	四	六	四	五	四	五
歴史地理	三	三	三	三	三	三	三	三
英語	六	六	六	六	四	五	四	五
数学	三	三	三	五	二	五	二	五
理科	二	三	三	三	四	四	四	四
商業	(二)	(二)	六		七		七	
図画	一	一		一				
音楽	一	一						
作業	二	二	一	一	一	一	一	一
体操	五	五	五	五	五	五	五	五
合計	三二	三二	三三	三二	三四	三二	三四	三二

『西南学院七十年史（上）』p.533。

西南学院は1939年5月1日に夜間の中学校である「西南学院商業学校」を開校した。4年制で1学年の入学定員は100名、入学資格は14歳以上の高等小学校卒業生である。夜間学校開設には財政的な便宜があった。第1に、新規に教室などの施設を増加する必要がなく効率がよいということである。第2に、教員はこの夜間学校のための数人の専任の他は、高等学部や中学

部の教員の兼任であった。また、当時の福岡市に商業学校は福岡市立福岡商業学校があるだけで、社会のニーズに応えやすいという思惑もあったのだろう。初年度は193人の受験者を得て、100名を超える入学者があった。

なお、西南学院商業学校は、本稿脚注17で言及したように、戦時体制下のもとで校名を「西南学院工業学校（採鉱機械）」へと1944年に変更している。戦後になり、1946年2月に「西南学院商業学校」に戻している。夜間課程であることに変わりはない。

5 小括

以上のように本稿の第1パート「旧教育制度における西南学院と商業教育」では、明治期にはじまる日本の近代的な教育制度の変遷に照らしながら、西南学院における商業教育のはじまりと展開について叙述してきた。このパートをとじるにあたって、西南学院における商業教育に関連するすべての教育課程あるいは教育機関の卒業生数を示すことで、その歴史的に持つ意義について確認しておく。

【西南学院商業関連教育課程の卒業者数】

	中学部	商業学校	高等学部	経済専門学校	専門学校	実務科
1925			17			
1926			18			
1927			22			
1928			23			
1929			27			
1930			40			
1931			49			
1932			25			
1933			29			
1934			39			
1935			46			
1936			55			
1937			45			
1938	32		46/66*1			
1939	48		62			
1940	32		64			
1941			77			
1941*2			105			
1942			125			
1943		69	155			
1944		77	2	166		
1945		103		144		
1946		106		89		
1947		65		245		
1948		56			181	68
1949		22			159	67
1950		14			142	
1951		2				
計	112	514	1,137	644	482	135

*1 高等学部 1938 年度卒業者の 36 名は商科、66 名は高等商業科。

*2 高等学部 1941 年度卒業生 105 名は戦時下における「仮卒業生」(繰上卒業生)の数。

Ⅱ 新教育制度における西南学院大学と商学部の開設およびその発展

このパートでは、戦後に刷新された新しい教育制度のもとでの西南学院における商業教育について記述していく。もちろん、中心となる観察対象は、新制の大学としての西南学院大学の成立であり、その組織展開に伴う商学部の学部独立、そして、商学部としての純化過程や経営学科の増設および大学院・経営学研究科の設置にみる商学教育の進展である。なお、商学部の教育課程の変遷の詳細については、本稿に続く、小野寺・松田による「西南学院大学商学部の教育制の変遷」に詳しいので、ここでは概略を述べるにとどめている²⁰。

1 新しい教育制度と西南学院大学の開設

新しい教育制度、すなわち、新学制とは、1947（昭和22）年4月1日施行の「教育基本法」と「学校教育法」によって確立された、いわゆる6・3・3・4制による学校制度のことをいう。学院全体としては、まず、1947年4月1日に西南学院中学校が誕生した。次いで、1948年4月に西南学院高等学校が開校した²¹。

さて、高等教育課程についてであるが、1947年2月に「西南学院大学設立準備委員会」が立ち上げられ、1948年に設置申請を行った。その設置認可申請書には次頁のような記述がある。

20 旧制度末期の1946年1月から開始した経済専門学校に付設した実務科（修業年限1年）は、新制度下において1947年4月に夜間課程の「西南学院専門学校第二部（英文科・経済学科）」に引き継がれることとなった。また、1939年に開設された夜間課程の西南学院商業学校は、新学制のもとで、1948年には「西南学院定時制高等学校（商業科：修業年限4年 定員480人）」となった。

21 新制西南学院高等学校のはじまりにあたって、旧制の中学部の3年生を新制高校の2年生として、4年生を3年生として、それぞれ受け入れた。

【認可設置申請書に記述された西南学院大学の目的と使命】

元来本大学は北米合衆国サウザーン・バプテスト派基督教会の連合組織であるサウザーン、バプテストコンベンションによつて、大正十年西南学院高等学部として創設せられたものであつて、開設当初より同コンベンションより人的に財的に好意ある支援を受け、一貫して宗教的信念に基く高潔な人格と外人牧師との接触による広い国際精神を備へた英語、英文学並に商業経済の専門家及び牧師を養成することを目的とし来つたものである。

今回、学制の改革に際して予て企画していた大学設置を実現しようとするものであつて明年度より開設せられる大学の為に国内に於て極力人と設備の充実に力めると共に、北米合衆国に対しても更に多数の外人専門学者と教育家の派遣並びに財物的援助を懇請し之によつて設備内容に遺憾なきを期すると共に、出来る限り定員は少数に止め従来の校是である基督教に基く人格教育の徹底を計りたいと考えている。

本大学の特徴は第一に学部、学科を置かないで米のカレッジ風の大学として教養専門の学科目より自由に選択履修せしめつつ神学、英語、商学の何れか一を専攻させ、神学を専攻するものは将来牧師として、英語を専攻する者は英文学、英語の専門家として、商学を専攻する者は実務家として、夫々高潔明朗な職業人たらしめようとする点にある。

第二に、将来中学校、高等学校の教員にならうとする者の為には教職課程を設け、英語を専攻する者に英語科の、商学を専攻する者は実業家の教員資格を与へる。

西南学院大学設置認可申請書（1948年7月20日）より

上掲によると、「西南学院大学」が旧制度の下で運営されてきた西南学院高等学部（→西南学院経済専門学校→西南学院専門学校）を基礎としており、また、組織上の特徴として、学部や学科を置かず「米のカレッジ風の大学」を目指していたことがわかる。『西南学院百年史』によると、「米のカレッジ風」というのは「リベラル・アーツ方式」と言い換えられていたりするものであるが、より正確には、アメリカカレッジ大学協会（Association of American Colleges and Universities）の定義によると、「個人の能力を開花させ、困難や多様性、変化へ対応する力を身につけさせ、科学や文化、社会などの幅広い知識とともに、より深い専門知識を習得させるための学習方法」とされている。幅広い科目のメニューから、神学、英語、商学のうちからひとつを専攻として学生が自由に選択を行っていく方式である。だ

が、この構想は文部省に受け入れられず、結果的に、「学芸学部」という1学部構成でもって申請を行った。なお、学芸学部は4つの専攻、すなわち、神学、英文学、経済学、商学から編成されていたが、経済学分野の教授が十分ではないという指摘を受けたため、これを商学専攻に含め、結果的に、神学専攻10名、英文学専攻40名、商学専攻80名、つまり、入学定員130名、総収容定員520名で認可を受けた。

1949年4月の開設と同時に学生募集を行った。第1学年と第2学年の同時開校であるため、第1学年は、専門学校1年生を終えた学生を対象として、第一部から149人、第二部（夜間）から29人の志願者があり、選抜の結果、98人の入学が許可された。ほかに116人の外部からの一般合格者があった。第2学年は、専門学校2年生修了者も外部からの受験者も同一の選抜を行い、48人が合格した。西南学院大学文芸学部第1期の入学者（第1学年と第2学年の合計）は、神学専攻4人、英文学専攻75人、商学専攻160人の合計239人であった²²。入学式は、学院の創立記念日である5月11日にとりおこなわれた。

また、1950（昭和25）年4月の「私立学校法」の施行により、旧来の財団法人に代わって、私立学校は新たな法人形態である「学校法人」によって設置されている学校と定義された。そこで、西南学院も1951年に財団法人から「学校法人西南学院」への組織変更の申請を行って認可されている。

大学が設置されてから2年後の1951年4月には、旧制師範学校系の大学で多く用いられていた文芸学部の名称を、「文商学部」へと変更した。

2 商学部の独立とその後の組織変化

さらに、1954年には、専門教育の内容を明瞭に表すため、文商学部を「文学部（神学科と英米学科）」と「商学部（商学科）」に分離した。学部としての商学部の独立である。本記念号の「商学部開設70周年」はこの組織変更を起点としている。

1959年4月には、商学部（商学科）は入学定員を250人から300人へと

22 旧制度における西南学院専門学校は、大学の開学に伴って、1949年度の学生募集を停止し、1954年には専門学校すべての課程について学生がいなくなって廃止となった。

増加させた。総収容定員で200名の増加である。同時に、教育プログラムとして2つのコースを設けた。ひとつは商学・簿記会計・経営学に関する学科目に重点を置く「商学・経営学コース」、いまひとつは経済理論・政策統計・経済史に関する学科目に重点を置く「経済学コース」である。この2つのコースの開設は、来るべき学部の組織改編である経済学科増設を予定していたものであろう。

1962年4月には商学部には経済学科を増設した。前述したように、最初の大学設置認可申請の際に経済学専攻は認められず、商学専攻に含まれたかたちであった。経済学科増設は1961年10月25日付で届出がなされた。経済学科を増設する理由について以下のように記載している。

本学は文学部と商学部とがあり、文学部には神学科と英文学科を商学部には商学科を設け、それぞれの学科に専攻科を開設している。

昭和34年従来設置していた短期大学の英語科第二部、商学科第二部の学生募集を停止し、その教員組織、研究施設の一部を文学部、商学部へ吸収して、学生定員を、文学部：神学科10名→40名（総収容定員40名→80名）、英文学科50名→80名（総収容定員200名→320名）に、商学部：商学科250名→300名（総収容定員1,000名→1,200名）に変更した。

その際、大学学生定員変更認可申請書にも記載した通り、商学部においては一学年定員300名をそれぞれ3クラス宛の2つのコースに分ち、組別並びにコース別に教育指導することにした。

1コース（3クラス）は、経営学、簿記、会計、商学に関する学科目に重点をおいて履修せしめ、他の1コース（3クラス）は前期の学科目の外に経済学関係の学科目にも重点を置いて履修せしめることにした。

これは一般教育科目において広く、高い教養を身につけると共に専門の分野においては、より深く専門の学術を修得せしめる便宜のためである。

爾来、教員組織の強化、校舎、図書館、研究室その他の諸施設の増強に力め、現在専任の教員数70名で変更の学生定員を基準として専任教員一人当りの学生数は約29名となり、研究教育施設においても別紙のように増強されたので、左記の通り変更し、教育、指導の徹底を計り、学生の専門分野における学習の便宜をより強化しようとするものである。

「西南学院大学商学部経済学科増設及び学生定員変更届出書」より（一部表記変更）

学科増設の前提として、本来の目的である勤労青年に対する学習機会の

提供であった短期大学部（英語科第二部と商科第二部：ともに夜間課程）への入学者の大半が昼間部の大学への不合格者であることと短期大学部への志願者が減少を続けていたため、その意義を喪失しているという理由から、1959年に募集を停止したため、その余剰資源を昼間の4年制大学に振り替えようとしたものであった。

入学定員200人（総収容定員800人）の経済学科を増設した結果、商学科は入学定員を300人から200人（総収容定員は1,200人から800人）に削減された。もちろん、商学部としては、商学科1学科のときの入学定員300人（総収容定員1,200）から経済学科2学科合わせて入学定員400人（総収容定員1,600人）への増大である。

次頁は、経済学科増設によって再編成された商学科と経済学科の開設科目（専門教育科目）の一覧である。

【経済学科増設による両学科の科目（専門教育科目のみ）】

商学科		経済学科				
専門教育科目	経済学史	4	専門教育科目	会計原論	4	
一、専攻科目	経済思想史	4	一、専攻科目	会計監査	4	
1. 商学部門	経済地理	4	1. 理論部門	管理会計	4	
●商業概論	2	(教科専門の地理学に流用を認める)	●経済原論Ⅰ	2	●特殊講義	
商業史	4	外国経済事情	●経済原論Ⅱ	2	2. 法学学部門	
(教科専門の外国史に流用を認める)		特殊講義	貨幣論	4	●民法Ⅰ	2
銀行論	4	2. 法律学部門	金融論	4	民法Ⅱ	4
配給組織論	4	●民法Ⅰ	財政学	4	民法Ⅲ	4
配給経営論	4	民法Ⅱ	農業経済論	4	●商法Ⅰ	2
保険論	4	民法Ⅲ	国際経済論	4	商法Ⅱ	4
貿易実務	4	●商法Ⅰ	特殊講義	4	商法Ⅲ	4
商業英語	4	商法Ⅱ	2. 政策、統計部門	4	社会法	4
特殊講義	4	商法Ⅲ	●経済政策Ⅰ	2	経済法	4
2. 経営学部門	4	社会法	●経済政策Ⅱ	4	国際法	4
経営学概論	2	経済法	社会政策	4	特殊講義	4
企業形態論	2	国際法	経済統計学	4	3. 特殊科目	
経営管理論	4	特殊講義	特殊講義	4	●英原書講読	2
労務管理	4	3. 特殊科目	3. 歴史、地理部門	4	(専攻科目として取扱う)	
財務管理	4	●英原書講読	日本経済史	4	独原書講読	4
生産管理	4	(専攻科目として取扱う)	(教科専門の日本史に流用を認める)	4	仏原書講読	4
事務管理	4	独原書講読	●西洋経済史	2	時事英語	4
経営分析	4	仏原書講読	(教科専門の外国史に流用を認める)	4	●演習	2
経営社会学	4	時事英語	●経済学史	4	(専攻科目として取扱う)	
公益事業論	4	●演習	社会思想史	4	●卒業論文	4
特殊講義	4	(専攻科目として取扱う)	経済地理	4	三、自由選択科目	
3. 会計学部門		●卒業論文	(教科専門の地理学に流用を認める)	4	図書館通論	1
●簿記概論Ⅰ	2	三、自由選択科目	外国経済事情	4	図書館分類法	1
●簿記概論Ⅱ	2	図書館通論	二、関連科目	1	図書目録法	1
銀行会計	4	図書館分類法	1. 商学、経営学、会計学	1	視聴覚資料	4
原価会計	4	図書目録法	部門	1	職業指導	4
管理会計	4	視聴覚資料	商業概論	1	産業概説	2
会計原論	4	職業指導	商業史	4	工業概説	2
会計監査	4	産業概説	(教科専門の外国史に流用を認める)	2	商業実習	4
特殊講義	4	工業概説	銀行論	2	日本史	2
二、関連科目		商業実習	配給組織論	4	外国史	4
1. 経済学部門	2	日本史	配給経営論	4	外国史	2
●経済原論Ⅰ	4	外国史	保険論	4	地史学	4
経済原論Ⅱ	4	地史学	貿易実務	2	哲学	4
貨幣論	4	哲学	商業英語	4		
金融論	4		●経営学概論			
農業経済論	4		企業形態論			
財政学	4		経営管理論			
経済政策Ⅰ	4		労務管理			
経済政策Ⅱ	4		財務管理			
社会政策	4		生産管理			
経済統計学	4		事務管理			
日本経済史	4		経営分析			
(教科専門の日本史に流用を認める)			経営社会学			
西洋経済史	4		公益事業論			
(教科専門の外国史に流用を認める)			●簿記概論Ⅰ			
			簿記概論Ⅱ			
			銀行会計			
			原価会計			

なお、経済学科増設2年後の1964年4月には、経済学部が設置され、経済学科は経済学部経済学科として商学部から独立した。経済学部経済学科の設置にあたって、入学定員250人（総収容定員1,000人）へと増大している。

3 経営学科の増設

経済学科が独立した結果、商学部は商学科だけの学科構成に戻ったが、1966年には経営学科を増設した。1965年9月10日付の経営学科増設にかかる届出書²³にはその理由を以下のように記載している。

本学は現在文学部、商学部及び経済学の三学部を設けている。今回、商学部
に既設の商学科の外に経営学科を開設しようとする理由は次の通りである。

- イ、生産技術の革命的な進歩に伴って企業経営のあり方に根本的な変化が生じつゝある。これに伴って、経営に関する学問の分野も「経営学ブーム」という言葉が一般に用いられる位に発展しつゝあること。
- ロ、エレクトロニクスの急激な進歩と、エレクトロニクスに基づく新しい技術・機械が生産と経営に利用されるにつれ、企業経営の組織にも急激な変化が生じつゝあり、このため経営学にも高度の計量技術を基盤とした新しい分野が発展しつゝあること。
- ハ、従来経営学は、概ね商学部商学科内の一部門としての地位を占めていたのであるが、最近の経営学的发展からして、経営学を独立の学部又は学科として、更に深く広く研究、教授する必要が生じて来たこと。
- ニ、本学においても、経営学に属する諸学科目を商学科の重要な一部門として、この分野における学科目の整備、担当教員の教科に力めて来たが、商学科と並んだ独立の学科として学科組織をなすに至ったこと。
- ホ、既設の商学科の内容を充実するためにも、本学における経営学の研究、教育を今後一層強化するためにも、それぞれの部門を独立の学科として、この互に関連する両学科が一方においては自己の責任において学科組織の拡充に力めるとともに、両学科が相助けて行く体制をとることが望ましいと考えられること。

「西南学院大学商学部経営学科増設及び学生定員変更届出書」より

23 この届出は、神学部神学専攻科の増設と合わせて行われている。

4 大学院経営学研究科の開設

西南学院大学での最初の大学院は1971年に開設された法学研究科修士課程である。法学部はその4年前の1967年に新設されたばかりであったが、学部設置の計画時においてすでに大学院設置の構想が織り込まれていたためである。

法学研究科に次いで、1972年3月に経営学研究科経営学専攻修士課程（入学定員10人）の設置が認可され、同年4月に開設された。それに先んじて、文部大臣宛に1971年11月26日付で提出された「西南学院大学大学院経営学研究科設置協議書」には以下のような記述がある。

本年四月法学部に大学院法学研究科法律学専攻の設置をみましたのも、その一つの現われといえますが、これに引続き今回は商学部経営学研究科経営学専攻の修士課程を開設いたそうとしておりますのも、この念願の一端を実現しようとするものに外なりません。

現代は技術革新を中軸として急速に変化してやまない時代であり、それは巨大な組織噴出の時代を出現せしめてきております。しかし、反面公害や人間疎外の問題などにみられるように、いまや科学技術の進展はそのまま単純に人類の福祉を必ずしも保障するものとは考えられなくなってきております。

社会と個人、個人と組織のこの分裂をいかに統合するかは、今日の社会科学に課せられた共通の問題といわなければなりません。が、企業など巨大な組織のもつ合理性と共にそこに主体的人間性の回復をいかにして確立していくかを主要な課題とする経営学の研究は、とくにその重要性和必要性を社会から要請されてきております。

本学はここに経営学の教育・研究体制を一段と整備・強化し、いささかなりとも公共的な教育、研究機関として社会に貢献しようと、法学部に続いて経営学研究科経営学専攻の大学院修士課程の開設を申請いたしました次第です。

「西南学院大学大学院経営学研究科設置協議書」より

大学院経営学研究科が「完成年度」を迎えて修了者を出す1974年度開設を目標として、博士課程設置が計画された。文部大臣宛に1973年11月28日付で提出された「西南学院大学大学院経営学研究科博士課程設置協議書」に次頁のような記述がある。

本学は、教育基本法の趣旨と本学設立の目的に即して、本学が一段と優れた教育機関として成長、発展するとともに、進展してやまない時代の要請にこたえつつ、科学・文化の中心として時代をリードしうる強力清新な研究機関としての使命を果しうるものとなるよう念願し、それへの努力を重ねてきております。法学部には大学院法学研究科法律学専攻、商学部には同じく経営学研究科経営学専攻の修士課程の設置をみましましたのも、その一つの現われといえますが、これに引続き今回は各研究科に博士課程を開設いたそうとしておりますのも、この念願の一端を実現しようとするものにほかなりません。

現代は技術革新を中軸として急速に変化してやまない時代であり、そこには組織・管理・情報の時代を出現せしめてきております。しかし、反面では公害や人間疎外の問題などにみられますように、いまや科学技術の進展はそのまま単純に人類の福祉を必ずしも保障するものとは考えられなくなってきております。社会と個人、組織と個人のこの分裂をいかに統合するかは、今日の社会科学に課せられた共通の問題といになければなりません。とくに企業など巨大な組織の合理性とともに主体的人間性の回復を主要な課題とする経営学の研究はその重要性と必要性とを高めてきております。

本学は、ここに広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識をもった職業的専門家の育成のみならず、一般と研究体制の整備・強化を計り、高度の独創的研究能力を有する研究者を養成するために、大学院経営学研究科経営学専攻の修士課程に続いて博士課程の開設を申請いたしました次第です。

「西南学院大学大学院経営学研究科博士課程設置協議書」より

申請どおり、大学院経営学研究科博士課程は1974年4月に開設された。ちなみに、経営学研究科よりも1年先に修士課程を開設した法学研究科は、経営学研究科博士課程と同じ1974年に博士課程を開設した。

5 その後の展開

1990年頃より、大学環境は大きな変化を迎えることとなる。1991年にはいわゆる大学設置基準の「大綱化」が行われ、カリキュラムの編成においては、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目といった区別をなくし、科目の区分や単位数の設定などを大学が自由に設定できるようになった。また、各大学が、自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すために「自己点検・評価システム」が導入された。こ

ういった環境の変化は大学を「改革」の時代へと向かわせることとなった。

このような状況を背景に、商学部でも教育改革を中心とした努力がなされることとなった。学部再編の議論もあったようだが、現行の2学科体制を進展・深化させ、それぞれが2つのコース（商学科は「商学コース」と「会計学コース」、経営学科は「経営学コース」と「経営情報コース」）を構築・運営するに至っている。詳しくは、本号掲載の小野寺・松田による「西南学院大学商学部の教育制の変遷」を参照されたい。

Ⅲ 研究：学術研究所と『商学論集』

1 学術研究会（1949）と学術研究所（1958）

現在の西南学院大学には「学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与すること」を目的とする西南学院大学学術研究所が置かれている。この淵源となったのは、新制大学になって設置された1949年5月に発足した「西南学院大学学術研究会」である。発足当時は、大学と同時に、高等教育機関としての西南学院専門学校がまだ存続していたこともあり、次項のように、「西南学院大学・専門学校 学術研究会規約」と表記されている。当初の構成員は、大学初代学長であるW・M・ギャロットを会長として37名の教員からなっていた（後掲）。

同「研究会」は、1958年4月に現在の「西南学院大学学術研究所」に改組された。所員は、専任の教授・助教授および講師とされ、ほかに特別所員（総会の決議により推薦された者）から構成された。1958年6月に第1回の総会が開かれると同時に総会資料である『研究所報』が発刊された。同『所報』は、1967年度以降は『学術研究所報』に改題されて現在に至っている。

また、1951年4月には「内地留学に関する規定」及び「同施行規則」を、同年12月には「外地留学者推薦規定」を制定するなどして、教員の研究環境整備を厚くした。1954年には3階建ての研究所棟も完成した。

【西南学院大学・専門学校学術研究会規約】

- 第1条 本会は西南学院大学学術研究会と称する
- 第2条 本会は本学の学問的水準を向上せしめることを目的とする
- 第3条 本会は左の会員を以て組織される
- 1 正会員 本学に生活の本拠を置いている専任教員及助手
 - 2 賛助課員 その他の本学教員
 - 3 準会員 本学学生及有志卒業生
- 第4条 正会員を以て組織し、総会を随時開いて本会の運営方針を決定する
- 第5条 本会の構成は左の四部より成り必要に応じて各部内に文化委員会を設置することができる
- 1 総務部
 - 2 調査部
 - 3 図書部
 - 4 研究部
- 第6条 総務部は (イ)庶務会計 (ロ)企画 (ハ)研究奨励(研究室を含む)等の分科事務を掌る
- 第7条 調査部は (イ)内外大学制度 (ロ)教育計画(カリキュラムを含む)(ハ)教授法(ゼミナール、シラバス等を含む)等の分科事項を調査研究する
- 第8条 図書部は (イ)図書(研究資料を含む) (ロ)図書館(設備利用人員)(ハ)刊行物(発行、購入、交換索引)等の分科事務を担当する
- 第9条 研究部は (イ)学会(講演会を含む) (ロ)研究会(①神学会②英文学会③商経学会等) (ハ)研究テーマ等の分科事務に関する責任を持つ
- 第10条 本会に左の役員を置く
- 1 会長1名 学長が会長となる 会長は総会を招集し議長となりその議決に基いて本会の運営路統括する
 - 2 副会長1名 役員会の互選により選出され会長を補佐代理する 任期は2ヶ年
 - 3 委員(部長)4名 委員は総会で選挙され会長の委嘱を受けて所属部の事務執行の責任を持つ 任期は2ヶ年
部長は必要に応じて分科委員を委嘱することができる
部長は総務部の運営に参画する
委員は互選により各部事務を分掌する
- 第11条 分科委員会は部長指導の下に当該分科運営の衝に当たる
分科委員長は当該分科委員会での互選により決定される
- 第12条 役員を持って役員会を組織する 役員会は総会提出の原案を整理作製する
- 第13条 本会の収入予算は会費、寄付金、学校補助金等より成る
- 第14条 会員は左の会費を負担する
- 正会員 年額200円 準会員 年額100円

【学術研究会委員名簿】（1950年3月現在）

会長 W・M・ギャロット		
荒川 文六	台信 達二	藤井泰一郎
船越 榮一	狭田 喜義	八田 薫
平岡 規正	○石井 康一	伊藤 祐之
金山 直晴	春日 政治	河野 貞幹
○木村 毅	○清田 正喜	小林 安司
古賀 武夫	近藤 定次	倉光 卯平
益田 健次	松延 陽一	三串 一士
三善 敏夫	水町 義夫	○水之江季彦
中原 千勝	○中村 弘	◎中澤慶之助
大村 匡	尾崎 主一	尾崎 安
坂本 重武	里見 安吉	田口 欽二
土屋 定	渡邊 定一	山崎 春雄

(○印は刊行物委員)

2 『西南学院論叢』、『西南学院大学論集』、そして『西南学院大学商学論集』

現在の西南学院大学では、すべての学部が主体となった紀要の発行が行なわれている。商学部の場合は商学部が学部として独立した年度に、『西南学院大学商学論集』が1955年2月に創刊され、2023年度現在で70巻にまで及んでいる。

だが西南学院の教員による研究論文等の発表媒体としてはこれに先行するものがあった。高等学部が開設された20周年にあたる1941年に、まず、『西南学院論叢』が「高等学部創設二十周年記念論集」と題されて創刊された。当時の高等学部長の職にあった杉本勝次による「刊行の辞」を次頁に掲載する。

高等学部創立二十周年記念論文集の刊行に当たり、一言以て巻頭に叙することは予の欣快に堪へざるところである。

抑仰西南学院は、高等学部、中学部及び商業学校の三者より成り、その生徒総定員は二千二百二十名に上る。既に鬱然たる学園を形成せるものとふうべく、而かも今日未曾有の時限に会し、負荷の大任を担ふ若き多数の子弟を預かる我々としては切に責務の重且つ大なるを痛感する次第である。

今茲昭和十六年は西南学院が創設せられた大正五年より数えて満二十五周年に当たり、又、我が高等学部が設置せられた大正十年よりして正に満二十年に相当するのである。而して本論文集は、高等学部の二十周年記念刊行物として、高等学部教授諸氏の執筆にかゝるものを編纂したるものである。最初考へて居つたものからすれば大分小さくなつたが、色々な関係上止むを得なかつた。主として之が編纂の労を執られたのは八田教授であり、この機会に深く感謝の意を表する。

高等学部は以前、神学科、英文科、高等商業科の三科を以て構成せられていたが、数年前神学科は西南神学院として分離し、又昨年からは日本バプテスト神学校として東京で経営されることになつて、今は英文、高等商業の二科より成る。二科の定員合わせて六百二十名 高等学部の卒業生は既に一千二百名に達する。夫々社会の各方面に活動し邦家のために尽瘁せられつゝあることは我等の衷心より欣幸とする所である。西南学院二十五年史の編纂が別に進られつゝあるので、これらの事は同書の記載に譲る。

我が高等学部の歷程二十年の足跡を顧み感慨誠に深い。我国西南部に於ける唯一の基督教主義男子専門学校として存立し、微力なりとはいへ、我国西南地方の精神文化の開発と進歩とに対し軽かざる任務を負へるものとなることを感ぜざるを得ない。東亜に新しき歴史の展開せんとする此の時代に遭遇し、我等も全く新しい段階に立たされて居ることを思ふ、執筆者の一人、イー・ビー・ドージャー教授も我等と袂を分ち日本を去られた。学院の経営も新しき構想により基督教主義教育を堅持して強く自立し、今後の飛躍を翹望して新しき時代を歩まねばならぬと確信する。

『西南学院論叢』創刊号は1941年5月14日の日付で「西南学院高等学部研究室」²⁴を発行所として刊行された。その後も『論叢』は発行され、第2号を1942年9月に、第3号1943年12月に刊行している。ただし、高等学部の英文科が廃止され高等商業科をもとに西南学院経済専門学校と改組

24 発行所としての「西南学院高等学部研究室」のクレジットは1942年の第2号までである。

された1944年から46年にかけての3年間のあいだは『論叢』の発行は途絶している。1948年に第4号が、49年に第5号が刊行されて『論叢』は終刊している。

以下、『西南学院論叢』の目次を掲げる。

【『西南学院論叢』第1巻～第5巻 総目次】

第1号(第1部)(1941年5月)	
猪城英一	重商主義の性格
八田 薫	公営事業収入と地方財政
馬場克三	米国に於ける独占化運動の発展
大村 匡	商品回転率と経費との関係
大橋福三	組合の当事者能力
第2号(第1部)(1942年9月)(巻末に「西南学院論叢発行規則」*)	
大村 匡	消費資産の減価償却
高木暢哉	若干の預金概念について
笹森四郎	戦争価格論
八田 薫	地方財政に関する諸問題
渡邊定一	勢力説に就て
第3号(1943年12月)	
塚本重武	Mirth In Funeral And Dole In Mariage
笹森四郎	消費者余剰と課税
岡橋 保	貨幣の種類について
手島廣海	鉦害賠償予防論
八田 薫	英国戦時財政の動向
第4号(1948年3月)	
大村 匡	旧約史の社会経済的断面：イスラエル民族を中心として
八田 薫	土木事業と失業救済
石井康一	体験話法ノオト：形態と文体価値
坂本重武	シェイクスピア劇の標題について
第5号(1949年2月)	
狭田喜義	迂回生産の法則(1)
大村 匡	ワルブ成果理論
石井康一	直喩・隠喩の文体論的考察
一力秀雄	バトラーと芥川

*西南学院論叢発行規則(第2号及び第3号の巻末に掲載)

- 一、本誌は「西南学院論叢」と称し、英文科、高等商業科共同の機関誌とす。
- 二、本誌毎年一回五月に発行す。
- 三、本誌は当分「非売品」とし、希望者には実費にて分かつ。
- 四、西南学院職員は本誌に投稿することを得。

以上。

また、『論叢』第4号と第5号には「西南学院専門学校学術研究会役員及正会員」のリストが付されている。以下掲記する。

4号 (1948.3)		5号 (1949.2)	
会長 水町義男		会長 W・M・ギャロット	小安 林司
幹事 藤井泰一郎	金山 直晴	幹事 里見 安吉	金山 直晴
同 吉田力雄	古賀 武夫	小林 安司	古賀 武夫
同 八田 薫	小森 政之	水之江秀彦	モアヘッド
会計 中村保三	益田 健次	吉田 力雄	益田 健次
諸務 一丸 章	水町 義男	会計 中村 保三	水町 義男
正会員 (ABC順)	水之江季彦	正会員 (ABC順)	水之江季彦
T・N・キャラウエイ	三善 敏夫	T・N・キャラウエイ	三善 敏夫
藤井泰一郎	三串 一士	藤井 泰一郎	三串 一士
藤田 若雄	宮崎 力蔵	藤田 若雄	中村 弘
舟津 重輝	中村 弘	舟津 重輝	中原 千勝
A・グレイプス	尾崎 圭一	A・グレイプス	尾崎 圭一
W・M・ギャロット	大村 匡	W・M・ギャロット	大村 匡
八田 薫	坂本 重武	八田 薫	坂本 重武
平岡規 正	里見 安吉	平岡 規正	里見 安吉
狭田 喜蔵	税田 榮一	狭田 喜蔵	税田 榮一
伊藤 祐之	篠崎 直文	伊藤 祐之	篠崎 直文
石井 康一	渡邊 定一	石井 康一	渡邊 定一
河野 貞幹	山永 武雄	一力 秀雄	山永 武雄
倉光 卯平	山崎 春男	河野 貞幹	山崎 春男
小林 安司	吉田 力雄	倉光 卯平	吉田 力雄
		小林 安司	

第1号(創刊号)と第2号については、2部構成をとっており、「第一部」は高等商業科で教鞭をとる教員の、そして「第二部」では英文科で教える教員の論文が掲載されている。

先述したように、『論叢』の発行所のクレジットは、第1号と第2号は「西南学院高等学部研究室」であったが、第3号(1943年12月)では「西南学院高等学部商学会」と変更されている。高等学部内に「商学会」という組織が存在したことが推察される。なお、戦後の1948年に刊行された第4号と1949年刊行の第5号の発行所は「西南学院専門学校学術研究会」となっている。これは前項で言及した1949年5月発足の「西南学院大学学術研究会」の前身と思われる。

さらには、『論叢』第5号(最終号)には「学術研究会記事」として、この「研究会」の活動記録が記載されている。現在の『西南学院大学学術研究所報』の前身となるものであろう。いかに再掲しておく。

【学術研究会記事】

一、経済研究会	
一月二九日	「蘇連邦に就いて」古賀武夫教授
五月六日	「国際通貨基金について」大村匡教授
六月十一日	「賃金問題の所在」狭田喜義教授
九月八日	「矛盾による発表」渡邊定一教授
十一月三十日	「財政とインフレーション」八田薫教授
二、英語研究会及文化懇談会	
六月十日	研究発表「体験話法解説」石井康一講師(英、研)
六月十九日	講演「ジョン・ミルトンに就いて」(英語口述)ミス・グレース講師(英、研)
十一月二十四日	講演「ソ連管見」近藤定次教授(文、懇)
十二月八日	研究発表「ウイリヤム・クーパーに就いて」一力秀雄講師(英、研)
十二月十九日	講演「J・M・マリの近著に就いて」藤井泰一郎教授(文、懇)
三、学会出席	
(1) 日本英文学会十一月二日及三日於九州大学。石井康一講師、一力秀雄講師、花田秀雄講師研究発表あり 坂本重武教授、藤井泰一郎教授、舟津重輝教授、山崎春雄講師出席	
(2) 東京史学会 五月二十九日於東京大学、益田健次郎教授出席 九州史学会 六月十三日於九州大学、益田健次郎教授研究発表「カルビンの思想」 九州史学会 十一月二十一日於九州大学、益田健次郎教授研究発表「スタール夫人亡命十年」	
(3) 中国語弁論大会及中日教師懇談会 十一月七日於天理外語、倉光卯平教授出席 中文学会 十一月九日於東京湯島、倉光卯平教授出席	

『西南学院論叢』第5号 pp.57-58

大学が設置された1949年度、前誌『西南学院論叢』は『西南学院大学論集』と改題され、「開学記念特集」(第1巻第1号)として、1950年3月に

発刊された。大学の初代学長となった W・M・ギャロットによる巻頭言を次頁に掲載するが、印象的な記述がある。「神は愛でありそれは研究の一つの方向性を示唆するものである。それは人間関係と社会における愛を力とする創造に他ならない」と研究のあるべき姿を述べ、「愛の経済学 (Economics of love) といったものはあるか?と問い、「それが正しく発展し適用されるなら革命的な力を持つであろうし、利己主義によって自滅しないように愛が支配力となるようなビジネス秩序を見つけるかあるいはつくりださなければならない」と。そしてまた、「西南学院大学における学術研究の使命は、教員が自らをあるいは大学を、学問的な傲慢さの頂点に据えることではなく、研究を通じて人類に対して最大限の貢献をすることでありそれをまっとうする責任がある」と宣言している。

FOREWORD

Seinan Gakuin is built on faith. Its scholarly research, is founded on the great First Premise that all truth is of one Creator, that to worship Him in spirit and in truth demands unswerving allegiance, to truth, that we can be dedicated unreservedly at the same time both to Him and to Truth.

The fact that God is love suggests a line along which we may focus our research, that of human relations and the creation of love as a force in human society. Is there an Economics of love? There is, and it is one which will have revolutionary power when developed and applied. Is there a business order in which love can be the ruling force? It behooves us to find one or make one before we destroy ourselves and one another by our selfishness. Is love in literature confined to romance, or is there to be found in literature a strain of the greatness of constructive sacrifice, an element of the power which can bring about peace on earth and goodwill among men? If there is, it behooves us to be not merely passive witnesses of world literature, idle tasters of good and bad, but men who will seize the great thoughts of the immortals, clarify them and sharpen them to match the need of the day, and hurl them like thunderbolts of the spirit into the minds of men.

Seinan Gakuin University has a mission of scholarly research. This mission is not to fire our faculty to establish themselves or our University on an arrogant pinnacle of academic pride. Our mission is to serve, to contribute our utmost to mankind through our research. We have a responsibility to fulfil.

The appearance of *Seinan Gakuin University Review* is significant for Seinan in that it expresses our own recognition of our responsibility for scholarly research. Its significance for the world will depend in large measure on how well we understand our mission and on how wholeheartedly we seek to fulfil it.

Seinan Gakuin was founded in 1916 by the late Mr. C. K. Dozier in cooperation with the West Japan Baptist Convention and the Foreign Mission Board of Southern Baptist Convention of the United States. The college department was opened in 1921, the year of the graduation of the first middle school students. On May 11, 1949, Seinan Gakuin University greeted its first entering class, offering courses of study in Theology, English Literature, and Commerce.

Seinan Gakuin Ronso, which was published by the faculty of the college department under the old educational system, now retires to its honored place in the archives and with this maiden issue *Seinan Gakuin Daigaku Ronshu* enters to earn for itself a place in the field of Japanese and world scholarship. My hope for it is that it may become a force of genuine influence, and that its influence may always be constructive.

先述のように、西南学院大学は「学芸学部」として誕生した。単一学部であるが、神学専攻、英文学専攻、そして商学専攻と、教育課程は実質的に3区分されていた。『大学論集』創刊号である「開学記念特集」は、「神学および Theology」「人文科学・自然科学」「商学・経済学・法学」それに「英文学」に区分されて編集されている。以下、目次を掲載する。

【『西南学院大学論集』第1巻第1号目次】

神学および Theology	
三善 敏夫	旧約聖書の精霊観
近藤 定次	人間に於ける神の像
尾崎 圭一	義認と聖化の関連に就ての一考察
E. L. Copeland	A Trial by Fire
G. H. Hays	The Problem of Developing the Christian Ethic in the Japanese Culture
人文科学・自然科学	
春日 政治	聖書和訳の一資料
瀧澤 克巳	近代精神と近代主義
中村 弘	福岡県新制中学校生徒の知能に関する一研究
清田 正喜	浄瑠璃作者福松藤助
松延 陽一	新制大学体育の性格
金尾 直敬	金武・飯塚峠附近の変斑礫岩について
益田 健次	カルヴァン研究と文献
倉光 卯平	中国音韻と聲韻説之起源
井上 忠	貝原益軒と「吉斎漫録」
商学・経済学・法学	
中澤慶之助	労働と人間性
八田 薫	租税転嫁論に就て
水之江季彦	戦後貿易政策の基礎的課題
狭田 喜義	物理生産力と価値生産力
大村 匡	利潤計算の史的展開
船越 榮一	商法に於ける世界性と民族性
平岡 規正	普通預金準備率の推測統計学的一試論
木村 毅	社会政策の根本問題
英文学	
坂本 重吉	シェイクスピア劇の構成と超自然
里見 安吉	ダンテと宗教改革
石井 康一	「ロメオとジュリエット」の Imagery について
山崎 春雄	ジェーン・オーステンの Pride and Prejudice についての二三の考察
尾崎 安	欽定訳聖書の文体とその影響

また、『大学論集』の第1巻第1号には、先に言及したように、後半部分に「学術研究会彙報目次」として、「一、西南学院大学・専門学校 学術研究会規約」と「二、学術研究会会員氏名」が掲載されているほか、「三、研究活動」として「著書」、「寄稿文」、「研究発表」、「講演」として、会員の学術活動の記録が掲載されている。先の『西南学院論叢』第5号（1949）の「学術研究会記事」あるいは現行の「西南学院大学学術研究所報」に該当するものである。

なお、先述したように、『大学論集』は、「開学記念特集」であるが、西南学院専門学校がまだ存続していたので、発行所は、「西南学院大学・専門学校 学術研究会」とクレジットされている。

文商学部が、文学部と商学部にそれぞれ分かれて独立したので、『西南学院大学論集』は第5巻第3号（1954年5月）をもって終刊し、それ以降は『西南学院大学商学論集』として現在まで続いている。『商学論集』の総目次については、本号において掲載している。

おわりに

本稿をとじるにあたって、西南学院における商学教育の実施に関連する出来事を略年表としてまとめたものを次頁以降に掲載する。この『商学論集』記念号は、商学部開設70周年を記念して編まれたものであるが、ここまでの記述から明らかなように、商学部の淵源は大学設置の30年以上も前に存在しており、そのタネは、学院全体にまかれ広がりそして芽ぶき開花していったことがわかる。商学部の豊かな歴史と豊富な経験をいまいちど確認できたことは筆者の望外の喜びである。

【西南学院における商業教育に関する略年表】

	中等教育	高等教育	夜間課程
1899	「第2次中学校令」 男子に必要な高等普通教育を行う（修業年限5年） 「私立学校令」 外国人経営の学校特にキリスト教系学校の監督強化を目的のひとつとし、「正規の学校」での宗教教育を禁止		
1903		「専門学校令」 高等教育機関を目指す多くの私立学校が専門学校となるための申請を行った	
1916.04	私立西南学院開学		
1916.11	私立中学西南学院		
1920.07	中学西南学院		
1921.04		西南学院高等学部4年制（文科、商科）設置	
1921.06	西南学院中学部		
1935.04	商業科（第一種）増設	高等部3年制へ 英文科、高等商業科	
1939.04			西南学院商業学校開設
1944.02		高等学部（英文科）廃止 高等商業科廃止	
1944.03			西南学院商業業学校廃止 西南学院工業学校へ名称変更
1944.04		西南学院経済専門学校	
1946.01			経済専門学校実務科（夜間1年）設置
1946.02			工業学校を商業学校に再転換
1946.04		経済専門学校を西南学院専門学校へ改称（英文科・経済科）	

1947.04	新教育制度：「教育基本法」「学校教育法」施行	
1947.04	【新制】西南学院中学	西南学院専門学校第二部 (英文科・経済科) 設置
1947	西南学院大学設立準備委員会	
1948.04	【新制】西南学院高等学校	商業学校を定時制高等学校に転換
1949.04	西南学院大学学芸学部 (神学専攻・英文学専攻・商学専攻)	
1949.05		専門学校修業年限2年へ
1950.04	西南学院大学短期大学部 (児童教育科、第二部： 英語科・商科) 開設 (1962.03 まで)	
1951	文商学部に変更	
1952		大学夜間課程 (商科) 開始
1953.03		西南学院専門学校廃止
1954.04	文学部と商学部を分離 商学部・商学科設置	
1961.04		大学夜間課程募集停止
1962.03	短期大学部第二部 (英語科・商科) 廃止	
1962.04	商学部・経済学科増設	
1964.04	商学部・経済学科廃止 経済学部・経済学科設置	
1966.04	商学部・経営学科増設	
1967.04	商学部から分離し法学部設置	
1972.04	大学院経営学研究科修士課程設置	
1974.04	大学院経営学研究科博士課程設置	

2024.04	商学部開設 70 周年
---------	-------------

主要参考文献

- 天野郁夫（1993）『旧制専門学校論』玉川大学出版部。
- 石田加都雄（1961）「明治三十二年文部省訓令第十二号宗教教育禁止の指令について」『清泉女子大学紀要』（8）、41-69。
- 江島尚俊（2014）「なぜ大学で宗教が学べるのか：明治期の教育政策と宗教専門学校誕生の過程から」『宗教研究』88(3)、51-75。
- 高宇 Gao, Yu（2010）「近代日本における国家とミッション・スクール：上智大学の創設をめぐる」『東京大学大学院教育学研究科紀要』（50）、35-43。
- 国立教育研究所 [編]（1973-74）『日本近代教育百年史 1～10 巻』国立教育研究所。
- 斉藤泰雄（2015）「学校における宗教教育の取扱い：日本の経験」『国際教育協力開発論集』18(1)、119-134。
- 佐伯友弘（1985）「明治32年私立学校令の成立過程」『日本の教育史学』28、33-53。
- 塩野和夫（2010）「近代日本におけるプロテスタント系学校の設立と展開」『国際文化論集』25(1)、69-84。
- 高瀬航平（2022）「明治期文部省の政策構想における宗教教育への制限と保障」『東京大学宗教学年報』（49）、67-84。
- 坂野哲也（2023）「文部省直轄諸学校官制による学校設置に見る旧制下の教育政策」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 310、pp.1-50。
- 久木幸男（1974/74/76）「訓令12号の思想と現実（1）～（3）」『横浜国立大学教育紀要』（13）（14）（16）、1-23、34-49、69-90。
- 深谷潤（2006）「大学におけるキリスト教教育の可能性」『人間科学論集』2(1)、1-15。
- 三好信浩（2013）『日本商業教育発達史の研究』風間書房。
- 文部科学省 [編]（2022）『学制百五十年史』アイネット。
- 文部省 [編]（1972）『学制百年史：記述編・資料編』帝国地方行政学会。
記述編：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm
資料編：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317930.htm
- 文部省 [編]（1992）『学制百二十年史』ぎょうせい。